平成２６年（フ）第２３号
福島県喜多方市字行作7606番地10、前住所福島県喜多方市豊川町一井字下川原2801番地１
菅井市営住宅５号棟第534号
債務者　長谷川早苗
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
群馬県高崎市井野町1282―１　ビューラー・井野Ｂ103号
債務者　幕　亜由美
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６６号
群馬県藤岡市下戸塚24番地１　亀井荘５号
債務者　飯島　久雄
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６９号
群馬県高崎市福島町725番地10　ロッキーイイヅカ107号室
債務者　中田　　愛
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第８３号
相模原市緑区牧野6896番地６
債務者　藤岡　貞雄
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８９号
相模原市緑区橋本７丁目10番13号　コスモヒルズ橋本Ⅰ―102
債務者　富永　和則
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９４号
相模原市中央区淵野辺４丁目31番13号　ラベンダーハイツ201
債務者　大口　石子
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２５号
愛知県一宮市大毛字小山69番地３
債務者　武田澄子こと　朴　　澄子
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１２号
京都府舞鶴市字森250番地―８号棟307号
債務者　上村　亜矢
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
堺市北区北花田町２丁27番地１サンハイツ北花田303号室、住民票上の住所堺市北区北花田町２丁156番地２
債務者　丹后　健二
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
大阪府富田林市桜井町１丁目６番29号Ｂ―103、前住所大阪府富田林市中野町３丁目812番地５
債務者　土橋　政一
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
堺市南区原山台３丁目１―25―303　薮内方、住民票上の住所堺市中区宮園町５番３―108号
債務者　髙橋　玉枝
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１８３７号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵682番地３
債務者　野口　拡敬
１　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６号
長崎県長崎市錦１丁目３番10―101号、旧住所長崎県長崎市京泊３丁目15番10号　岩鉄アパート１階
債務者　多田　俊吾
１　決定年月日時　平成26年４月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
新潟県新発田市真野原外2975番地３
債務者　園部　賢一
１　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１４８号
岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原3643番地
債務者　藤井　清彦
１　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第６４号
香川県高松市香川町浅野2133番地12
債務者　増田　和子（旧姓天晶）
１　決定年月日時　平成26年４月21日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係